日銀業第３９６号
２０２６年１１月６日

国債振替決済制度参加者　御中

日本銀行業務局

「国債振替決済制度における振決国債の元利金の配分等に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」の一部改正に関する件

個人向け国債の販売対象が拡大されることとなったことに伴い、標記規程（平成１５年１月９日付日銀業第４号別紙３）の一部を別紙.のとおり改正し、本年１２月７日から実施することとしましたので、通知します。

以　上

別紙.

「国債振替決済制度における振決国債の元利金の配分等に関し
日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」中一部改正

○　第三条第一項第三号を横線のとおり改める。

三　~~個人向け~~国債管理手数料

○　別表中「個人向け国債管理手数料」を「国債管理手数料」に改める。